

# 第2次いちき串木野市 いのち支える自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない居心地の良いまちづくり～



令和6年3月  
いちき串木野市



## ごあいさつ

平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は 3 万人台から 2 万人台に減少するなど、着実に成果を上げてきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症等の影響により自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、子ども・若者や女性の自殺者が増えるなど今後対応すべき課題も顕在化してきました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺対策の本質が生きることへの包括的な支援にあることから、令和 4 年 10 月に定められた新たな自殺総合対策大綱では、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守り、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことが掲げられています。

このことから、本市では「誰も自殺に追い込まれることのない居心地の良いまちづくり」の実現を目指して、「第 2 次いちき串木野市いのち支える自殺対策計画」を策定いたしました。

本計画をもとに、従来の対策をさらに実行性のあるものとし、新たに「子ども・若者への支援」、「女性への支援」を重点的に推進する施策として位置付け、さらなる自殺対策の推進に取り組んでまいりますので、市民の皆様や対策に取り組んでいただく団体の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なご協力とご指導を賜りました自殺対策推進会議委員、計画策定ワーキングチーム員の皆様をはじめ、関係機関各位、市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

いちき串木野市長 **中屋 謙治**





# 目 次

## 第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	3
4 計画の数値目標 .....	3
5 SDGs との関係 .....	3

## 第2章 いちき串木野市における自殺の現状

1 自殺に関する統計 .....	4
(1) 自殺者数の推移 .....	5
(2) 自殺者数の男女別割合 .....	5
(3) 自殺死亡率の推移 .....	6
(4) 自殺者数の年齢別割合 .....	6
(5) 男女別自殺者数 .....	7
(6) 同居人の有無（同居、独居） .....	7
(7) いちき串木野市におけるリスクが高い対象群 .....	8
2 市民意識調査の結果 .....	9
(1) 悩みやストレスについて .....	10
(2) 相談することについて .....	12
(3) 相談を受けることについて .....	15
(4) 自殺に関する考えについて .....	16
(5) 自殺対策・予防等について .....	18
(6) うつに関する意識について .....	21
(7) 本気で自殺をしたいと考えたことがあるかどうかについて .....	23
(8) 自殺に関する統計からみた本市の特徴 .....	24
3 第1次自殺対策計画の取組と評価 .....	25

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念 .....	26
2 基本認識 .....	27
3 基本方針 .....	27
4 施策の体系 .....	30

## 第4章 具体的な施策・事業

1 基本施策.....	31
(1) 地域におけるネットワークの強化.....	32
(2) 地域における相談体制の充実と居場所づくり.....	34
(3) 自殺対策を支える人材の育成.....	37
(4) 住民への啓発と周知.....	39
(5) 自殺未遂者等への支援の充実.....	42
(6) 自死遺族等への支援の充実.....	42
(7) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育.....	43
2 重点施策.....	45
(1) 高齢者への支援の強化.....	46
(2) 無職者・失業者・生活困窮者への支援の強化.....	48
(3) 子ども・若者への支援.....	51
(4) 女性への支援.....	55
3 評価指標.....	57

## 第5章 自殺対策の推進体制

1 推進体制.....	58
2 評価のしくみ.....	59

## 資料

1 いちき串木野市いのち支える自殺対策推進会議要綱.....	60
2 いちき串木野市いのち支える自殺対策推進会議委員.....	62
3 いちき串木野市いのち支える自殺対策計画策定ワーキングチーム名簿.....	63
4 計画策定の経過.....	64
5 生きる支援に関連する取組一覧.....	65
6 相談窓口一覧.....	69

# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の趣旨

わが国の自殺者数は、平成10年以降、平成23年まで14年連続で3万人を超える状態が続いていましたが、平成18年に「自殺対策基本法」が制定、翌年「自殺総合対策大綱」が策定、平成28年4月には自殺対策基本法が改正され、すべての都道府県及び市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられるなど、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は徐々に減少してきました。

しかしながら、自殺者数は依然として2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2年にはコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、総数においては11年ぶりに前年を上回りました。こうした状況を踏まえ、令和4年10月に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、女性や子ども・若者への対策が強化されました。

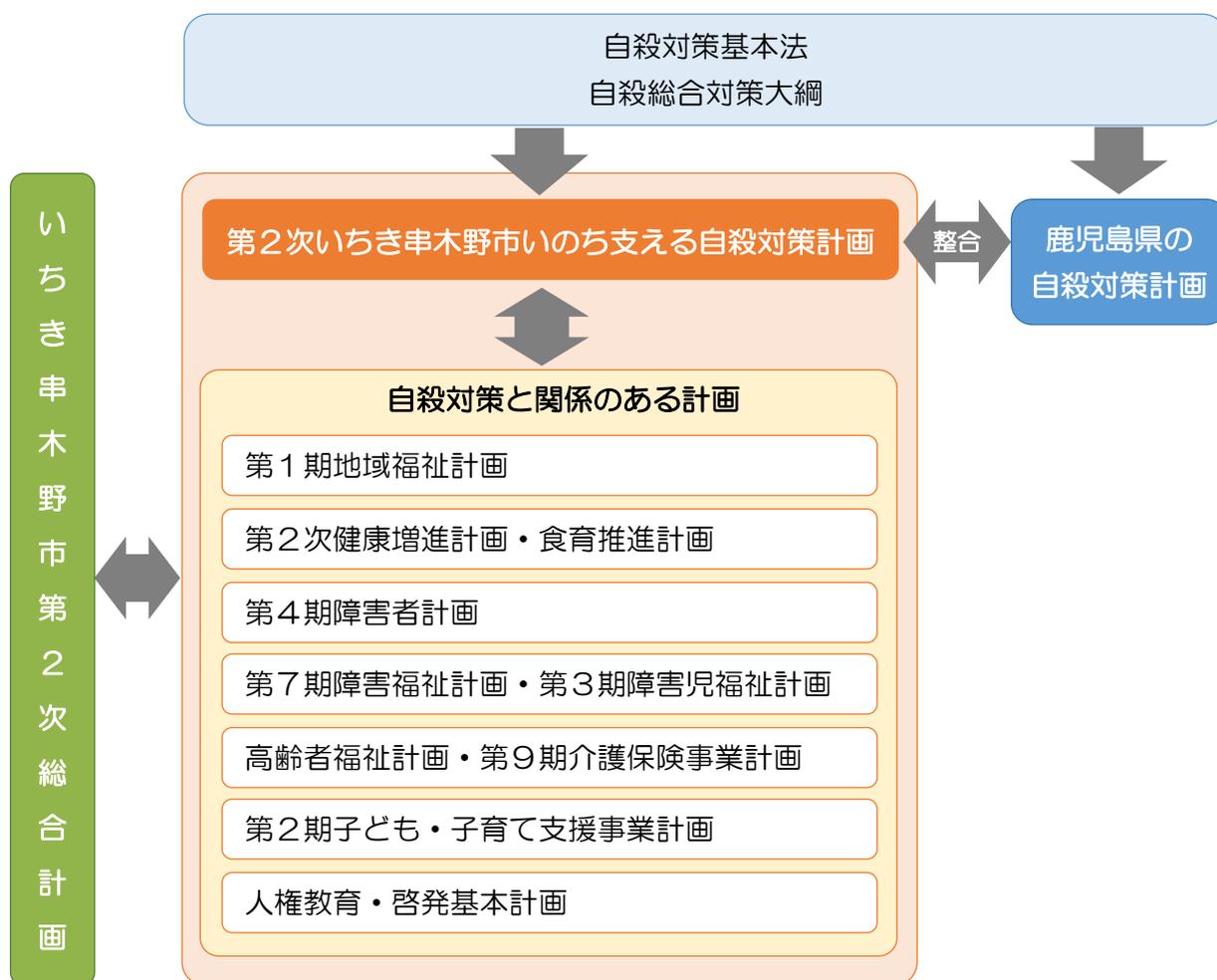
新たな自殺総合対策大綱においては、自殺総合対策の基本理念として「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことを掲げ、以下の6点を基本方針として施策を推進することとしています。

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 国・地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」であり、防ぐことのできる社会的な問題です。いちき串木野市では、平成30年度に「いちき串木野市いのち支える自殺対策計画」を策定し、すべての市民が連帯感を持ち「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすとともに、市が行う「生きる支援」に関連する事業を総動員して、全市的な取組として自殺対策を推進してきました。この度、令和5年度に計画期間の終了を迎えることから、新たな「第2次いちき串木野市いのち支える自殺対策計画」を策定し、引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない居心地の良いまちづくり」の実現を目指します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条2項に基づき、本市の状況に応じて策定するものです。また、本計画は、令和4年10月に改定された自殺総合対策大綱の基本理念を踏まえ、いちき串木野市の自殺対策を推進していくための総合的な計画です。同時に、中長期的な視点を持って継続的に実施していくために、「いちき串木野市第2次総合計画」の基本理念「住み続けたいまち 住んでみたいまちづくり」および将来都市像「ひとが輝き 文化の薫る世界に拓かれたまち」の実現に向けた、いちき串木野市の自殺対策の基本となる計画であるとともに、自殺対策に関連する他の計画とも連携を図るものです。



### 3 計画の期間

自殺対策の効果が現れるまでにはある程度の期間を要することから、国の自殺総合対策大綱の見直し期間に合わせ、本計画の推進期間を令和6年度から令和10年度の5年間の計画とし、中長期的な視点で継続的に推進します。



### 4 計画の数値目標

国は、「令和8年までに人口10万人当たりの自殺死亡者数を示す自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる」あるいは、「自殺死亡率を13.0以下とする」という目標を掲げています。

一方で、いちき串木野市としては、自殺対策を通じて最終的に目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない居心地の良いまちづくり」です。この社会の実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、それらの取組がどのような効果を挙げているのかといった、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

本市では、平成29年から令和3年までの5年間の自殺者数の累計は17人、平均して毎年3人を超える市民が亡くなっているという状況から、計画最終年度の令和10年までに、年間自殺者数を0人に近づけることを市の目標に掲げます。

### 5 SDGs※1 との関係

自殺対策は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念の下、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開する必要があります。

この考えは、「誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであり、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせています。



※1 SDGs とは？  
平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略。